

多摩市立多摩第二小学校

「学校いじめ防止基本方針」及び、いじめ防止等の対策のための組織

国の「いじめ防止基本方針」や東京都いじめ防止対策推進基本方針、そして多摩市いじめ防止基本方針を受けて、本校の「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) 「わかる授業」「できる授業」の実践と、児童に有用感、達成感、所属感をもたせるような、互いに相手を思いやる雰囲気のある学級経営に努める。
- (2) 生活規律や生活環境を整える。また、「道徳」の授業を中心に教育活動全体を通じて道徳教育を充実させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (3) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (4) 自らの生命、他者の生命を大切にするような取組を推進する。

具体的な取組

- (1) ①すべての児童が主体的に参加し活躍できるような授業を行う。
②全ての児童が自信をもち、安心して学習に取り組めるように、各教科において基礎的・基本的事項の指導を徹底する。
③児童が自ら考え表現する力を養うために、算数科、社会科、理科等において、問題解決型学習を積極的に取り入れる。

④言語活動を充実させることで児童のコミュニケーション能力を養うために、国語科を中心に、児童が相互に意見を発表・交流する場面を数多く設定する。

⑤道徳の授業で『わたしたちの道徳』を活用する。

(2) ①規範意識を高めるために、話の聞き方、言葉づかい、チャイム着席、学習姿勢等、学習に関する様々な規律の徹底を図る。

②特別教室や屋上への階段とその踊場、放課後の教室等に、特別な許可がない限り立ち入ったり、児童だけで残ったりしてはいけない旨を各学級で指導する。

③道徳の授業では、計画的な内容項目の実践において、いじめの未然防止を念頭におき適宜指導を行う。また道徳授授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。

(3) ①代表委員を通して校内の課題を児童の視点でもとらえ、改善策を考え実行する。

②「たてわり班活動集会」等といった異学年交流活動を毎月実施することで、他学年児童を思いやる心の育成を図る。

③いじめ対策委員会を活用したいじめ問題への組織的な対応を推進するため、「多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット」等を活用し、学校・家庭・地域のいじめ問題への理解を深め、「いじめをしない、させない、許さない」ことを指導する。

④「多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット」等を活用し、学校・家庭・地域のいじめ問題への理解を深め、「いじめをしない、させない、許さない」ことを指導する。

⑤特性がある児童の指導・支援について、巡回相談における助言を活かした定例会を毎月設けて、一層の児童理解に努める。

⑥週に一度生活指導夕会を行い、児童についての情報を全職員で共有する。

⑦代表委員が考えた「二小SNSルール」を徹底させるために、SNSノートを活用しながら保護者と共通理解を図る。

⑧いじめ防止授業、いじめに関する校内研修を年3回ずつ実施し、全職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。

いじめ防止授業	6月	学活	9月	道徳	11月	道徳
---------	----	----	----	----	-----	----

いじめに関する校内研修	4月	いじめの定義についての理解				
-------------	----	---------------	--	--	--	--

	8月	SOSの出し方 実際にDVDを活用して				
--	----	---------------------	--	--	--	--

	9月	いじめの疑いに気付く視点、対応策				
--	----	------------------	--	--	--	--

主な資料『いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム』

『いじめ総合対策』

『SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう』

(4) ①自らの生命、他者の生命を大切にしようとする態度を育成するために、生命に関わる授業を実施する。

②児童が一人で悩みや不安を抱え込まずに大人に相談できるように、東京都教育委

員会作成の「自分を大切にしよう」を活用した授業をする。

- ③不登校児童に対して、不登校傾向の状況から、教育委員会、子育て総合センター等と迅速に連携、支援する。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）

いじめの早期発見を図るためには、まず、学級担任が全ての児童と心の近い関係にななければならない。そのためには、日頃より児童と共に過ごす機会を積極的に設けたり、児童の1日の様子を把握したりしておくことが大切である。児童のささいな変化に気付き、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに且つ組織的に対応することが肝要といえる。

- (1) 登校時の児童の様子等を観察する。
- (2) 授業での児童の様子等を観察する。
- (3) 休み時間の児童の様子を観察したり、学習用具や校舎を点検したりする。
- (4) 授業や休み時間以外の5分休みや清掃、また活動と活動の間の「隙間の時間」等において、児童の様子を観察する。また、下校時や放課後の児童の実態を把握する。
- (5) 宿泊を伴う学校行事では、日頃に増してより一層の目配り気配りで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応にあたる。
- (6) 児童がいじめを訴えやすい環境を整える。

また、教職員が一人で抱え込まない体制を整えいじめの実態を把握するために、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。

具体的な取組

- (1) ①登校時、児童玄関前で待っているときの児童の様子や、朝、教室に入ってきた時の児童の声や表情に注意して観察する。
②「朝の会」の出席確認・健康観察の時に、児童の声や表情に注意する。
- (2) ①授業中の表情や言葉づかいの変化等に注意する。また、小集団学習活動やグループワーク等での児童の様子に留意する。
②座席が隣の児童の席と離れた状態を意識的に作っていないか確認する。
- (3) ①中休みや昼休みのクラスの全児童の過ごし方に目を配り、できるかぎり校舎をまわって児童の様子を把握する。
②いじめ防止の観点から、意図的に教師が児童と休み時間を共に過ごしたり、教室に戻ってきた児童に過ごし方を尋ねたりする。特に、グループの編成やグループ内の力関係を常に把握する。
③休み時間には、フロアごとに職員同士が確認しあって留意すべき箇所を見て回る。そこでの重点箇所は、特別教室、だんだんホール、中庭、トイレとする。
④休み時間や専科時間で児童がいない時には、机やかべに落書き等がないか確認す

る。

- (4) ①5分休み、給食準備時間、「ごちそうさま」から清掃までの数分間など、「すき間の時間」の児童の動きに注視する。特に、教室や廊下の隅への児童の集まり方やトイレへの行き方などには気を配る。
- ②下校時、教室を出るときの児童の様子を観察し、人間関係を把握する。また、放課後の児童の会話にも留意し（雑談等にさりげなく聞き耳を立て）、場合によってはタイミングをみて慎重に会話に入って情報を収集する。また、日記等の指導を通して、放課後の児童の実態把握に努める。
- ③何らかの兆候がある場合は、保護者と連絡をとり情報を共有する。
- (5) ①第5学年、第6学年の宿泊行事では、宿泊する部屋の中で起こる児童間のトラブル等が、その後のいじめにつながることもある。そのことに十分注意し、引率教諭は連携して常時児童の部屋に足を運び、生活の様子を確認する。また、身体的特徴や体質、生活習慣の違い等を取り立て、そのことを理由にいじめが発生することがないように十分に配慮する。
- (6) ①スクールカウンセラーが全てのクラスを巡回することや、スクールカウンセラー便り等で、日頃からカウンセラーの存在と利用方法を児童に周知し、相談室に気軽に入室・相談できるような環境を整える。担任やスクールカウンセラー・ピアティーチャー等は、連携を密にし、情報交換することで児童の実態把握に努める。
- ②早期発見の手立てとしていじめ実態調査アンケートを年間3回各学級で実施する。結果に基づき、対象児童との面談を継続的に行い、解決に向けて指導を行う。
- ③「ただ、ふざけているだけのように見える」や「お互い笑っていた」等といったことで問題を見逃すことがないように、いじめ対策委員会を定期に開き、事例報告および具体的な対応策を組織的に検討する。
- ④指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にし、問題を把握したら一人で抱え込むことなく組織で対応する。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ対策委員会を臨時開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合、教育委員会他関係諸機関と連携し解決に向けた対応を図る。

具体的な取組

- (1) ①当事者双方や周りの児童からの聴き取りを通して、情報収集と記録を行い、いじめの事実確認等に努める。
②いじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を検討し、組織的に対応する。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守りなど、児童の安全確保を行う。
②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、事実関係の理解を図る。加害児童に対しては、毅然とした態度で指導を行う。また、双方の保護者と連絡をとって、教育的な配慮として謝罪の場を設け、加害児童に行為の自覚と反省の機会を与える。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告する。さらに、事例について教育センターや子育て総合センター等と連絡を取り合い、情報を共有する。
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害児童・加害児童双方の保護者に情報提供し、いじめが解消・解決に向くように協力しながら取り組む。
- (5) ①加害児童への指導やその保護者の対応に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態へ発展した場合は、教育委員会にそれまでの詳細な記録をもって相談し、現在の課題や解決の方向性等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心に、全教職員で共通理解を図り、学校全体で、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【いじめ対策委員会 構成メンバー】

校長 副校長 生活指導主任 養護教諭 各学年の生活指導担当
特別支援教育コーディネーター 特別支援教室担当教員
スクールカウンセラー 臨床発達心理士 特別支援教室専門員

【委員会の開催について】

定期的に月1回開催する。必要に応じて、臨時に開催することもある。

内容は学年会、週1回の生活指導夕会などで共有し、全職員での共通理解を図る。